

## (アーク) エンジェルズがNPO法人

### (特定非営利活動法人) に認証される??

この度、(アーク) エンジェルズ(代表 林俊彦氏)が、3月に、滋賀県へ、NPO法人(特定非営利活動法人) 設立の認証を受けるための申請をしていることが明らかになりました。

NPO法人(特定非営利活動法人)は、ボランティア活動をはじめとする市民活動の健全な発展を促進し、公益(不特定多数のものの利益)の増進に寄与させることを目的に設立が認められるものです。平成19年から今日まで、林氏がこの地において行ってきた行為は、果たして公益を増進させるものであったのでしょうか。現在は法律の規定により、公衆への縦覧期間中です。この時期に、滋賀県に対して、地元住民として意見を申し立てる必要があると考えています。

皆さんのご指示をお願いいたします。

#### 特定非営利活動促進法(NPO法)

第1条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

第2条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

#### 「別表」

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤環境の保全を図る活動
- ⑥災害救援活動
- ⑦地域安全活動
- ⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨国際協力の活動
- ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪子供の健全育成を図る活動
- ⑫情報化社会の発展を図る活動
- ⑬科学技術の振興を図る活動
- ⑭経済活動の活性化を図る活動
- ⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯消費者の保護を図る活動
- ⑰前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第3条① 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

年末・年始の署名活動へのご協力、ありがとうございました。

年末年始の本当に慌ただしい中、皆様にご無理をお願いした署名活動は、5600余名の方の署名を集約するに至りました。いただいたご署名は全て裁判所に届けましたが、去る2月5日(金)大阪地方裁判所において言い渡された判決は、「原告の会」の主張を認めませんでした。「原告の会」は控訴し、たたかいを続けています。